## 地域密着型介護老人福祉施設の指定効力の一部停止について

松江市は、介護保険法の規定により、以下の地域密着型介護老人福祉施設に対する処分を 行いましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	社会福祉法人 若幸会
	代表者	理事長 加藤 勇
事業所	名称	地域密着型特別養護老人ホームわこう荘
	サービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 2 処分年月日 令和2年4月8日

## 3 処分の内容

指定効力の一部停止3月間(新規利用者の受入停止及び報酬上限の制限(7割))

## 4 効力の停止期間

令和2年5月1日から同年7月31日までの3月間

#### 5 処分の理由

人格尊重義務違反(介護保険法第78条の10第6号) 従業者1人から複数の入所者に対しての暴言、うち1人の入所者に対する暴力行 為・放置によるもの。

問い合わせ

健康部 介護保険課 給付係

TEL (0852) 55-5934